

2021年8月6日  
フコクしんらい生命保険株式会社

**緊急事態宣言の発令（2021年7月30日）に伴う  
新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて**

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、ならびに感染拡大により影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社（社長：櫻井健司）は、2021年7月30日に、一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、以下の対応を実施いたします。

なお、全国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまのご契約に対するお取扱い等については、これまでどおり継続してまいります。

《ご参考》新型コロナウイルス感染症に関するお取扱い等について

[https://www.fukokushinrai.co.jp/company/topics/important/assets\\_c/2021.pdf](https://www.fukokushinrai.co.jp/company/topics/important/assets_c/2021.pdf)

**【保険料払込猶予期間の延長措置】**

緊急事態宣言が発令された地域\*のご契約を対象に、保険料のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申し出によりお払込みを猶予する期間を最長 6 ヶ月まで延長いたします（既に保険料払込猶予期間の延長措置を適用されている契約は除きます）。

今後、緊急事態宣言の対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても特別お取扱いの対象といたします。

（2021年8月6日時点）

※（2021年7月30日発令地域） 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

- ・お申し出によりお払込みを猶予する期間を2022年2月末まで延長いたします。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

**【お問い合わせ先】**

フコクしんらい生命 お客様サービス室

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

以上